

令和 7 年度新宿御苑における
高付加価値魅力向上事業
運営管理事業者応募要領

令和 7 年 2 月 2 8 日

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所

令和7年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業運営管理事業者応募要領

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所

1. 公募の目的

新宿御苑は、我が国を代表する近代西洋庭園であり、戦前までは皇室の庭園として利用されてきた。昭和24年より一般に公開され、現在に至る新宿御苑の魅力である庭園の景観は、このような歴史を継承してきた中で守られてきたものであり、新宿御苑の更なる魅力を向上させるためには、新宿御苑の歴史や景観を守りつつ、多様な来園者の満足度を高める取組が必要とされている。

通常の開園日には経験することのできない企画を、主として上質なコンテンツへの消費意欲が高いインバウンド来園者をターゲットに、新宿御苑が有する観光資源（新宿御苑ならではの歴史と伝統文化、日本独自の魅力）を活かした高価格帯商品を造成、販売する有料体験型の高付加価値魅力向上事業の運営管理事業（以下「事業」という。）を実施する運営管理事業者（以下「事業者」という。）について、広く公募するものである。

2. 施設の概要

新宿御苑	
(1) 所在地	新宿区内藤町11番地
(2) 面積	約58.3ha
(3) 庭園設備	西洋庭園、日本庭園、旧洋館御休所・旧御涼亭等の歴史文化施設、レストラン、休憩施設等を備えた庭園
(4) 開園時間	3/15～6/30、8/21～9/30 9:00～17:30（閉園 18:00） 7/1～8/20 9:00～18:30（閉園 19:00） 10/1～3/14 9:00～16:00（閉園 16:30）
(5) 休園日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日）、年末年始（12/29～1/3） ※春の特別開園（3/25～4/24）、秋の特別開園（11/1～11/15）は休まず開園。
(6) 入園料	・一般：500円（団体400円） ・65歳以上、学生（高校生以上）：250円 ・小人（中学生以下）：無料 ・年間パスポート：一般2,000円、高校生1,000円
(7) 年間利用状況	・新宿御苑入園者数 約279万人（令和6年度）

3. 事業の実施期間

令和7年4月から令和8年2月までのうち必要な期間

※具体的な実施日は提案及び環境省の決定によるものとする。

※天災、社会的状況の著しい変化（感染症等の流行も含む）、庭園管理上利用を制限する必要がある場合及びその他やむを得ない事由が発生した場合は、実施期間を変更する可能性もある。

※事業を開始するためには「国有財産使用」の許可が必要となる。

4. 事業の履行期間

契約締結日～令和8年2月28日

5. 基本的事項

事業者は開園中の来園者に支障がないよう十分に配慮のうえ、事業時の計画・運営を実施しなければならない。

6. 施設使用に係る使用許可等に関する基本的事項

事業者は国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可（以下「国有財産使用許可」という。）が必要であり、申請手続等については以下のとおり。

（1）国有財産使用許可

① 許可方法

事業者は国有財産使用許可を受けた上で、有償により行政財産を使用する。
国有財産使用許可に当たっては、あらかじめ、環境省自然環境局長宛に、所定の様式による申請手続を行わなければならない。

② 許可期間

ア 国有財産使用許可の許可期間は、国有財産利用開始日～令和8年2月までとする。

イ 許可期間には、事業者が行う諸設備の設置、撤去、原状回復等に要する期間を含むものとする。

ウ 事業者が自己の都合により運営を終了させる等の国有財産使用許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の1ヶ月前までに、所定の様式により環境省自然環境局長に申し入れなければならない。

③ 国有財産使用料

1㎡辺りの土地及び建物の年額使用料は、不動産鑑定評価額に基づき算出する。

・令和6年度年額使用料（参考）（1㎡／1日あたり 土地：44.5円）

・令和6年度年額使用料（参考、楽羽亭）（1㎡／1日あたり 建物：31.88円）

④ 許可の取消又は変更

次の各号に該当する場合は、国有財産使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が災害発生時等、緊急に許可財産を使用する必要性が生じたとき。

イ 事業者が使用許可条件に违背したとき。

ウ 事業者が使用条件等に当たっての注意事項等に違反した場合、許可期間の延長は認めない場合がある。

⑤ 国有財産使用許可終了時の条件等

国有財産使用許可期間が満了したとき、又は前項により国有財産使用許可を取り消された場合、事業者は直ちに自己の負担で使用許可財産の原状回復を行い、返還すること。この場合、事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、原状回復を行う箇所等については、事前に新宿御苑管理事務所担当者と打合せの上、決定すること。

（2）損害賠償

① 事業者は、運営に当たり、国又は第三者に損害を与えたときは、事業者の責任でその全ての補償をしなければならない。

- ② 事業者は、運用の過程で建物・備品等に損傷を与えた場合は、遅滞なく新宿御苑管理事務所に報告するとともに、事業者の責任で遅滞なくその全ての補償をしなければならない。

7. 業務内容

新宿御苑における事業の運営管理を行う。

(1) 実施時間

新宿御苑の休園日（毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日））に事業を実施することが望ましいが、実施日時、入退園を行う出入口、発券方法及び園内の維持管理方法については提案による。

(2) 入園料等及び徴収方法等について

事業実施時の来園者に対しては、通常の開園時と同じ入園料（2. 施設概要（6）を参照）を徴収し、入園者数及び入園料の金額の集計結果表を新宿御苑管理事務所に報告するとともに、徴収した入園料を環境省が発行する納付書に基づき国庫に納入すること。なお、年間パスポートについても有効とする。なお、入園料のほか、事業への参加費を徴収することも可とする。

また、入園料の徴収に当たっては、来園人数と入園料に齟齬が生じないように、各券売所の自動券売機及び窓口発券機（以下「券売機等」という。）を利用することを原則とするが、来園人数と入園料を正確に把握でき、徴収した入園料を適切に管理できる他の方法（アプリ等の利用も対象）があれば提案によることも可能。（なお、事業者決定後、提案のあった方法について新宿御苑管理事務所長が入園料を正確に把握できないと判断した場合は、券売機等を利用することとする。）

(3) 事業の実施

1) 事業コンテンツ造成にかかる要件

インバウンド来園者向けに、以下類型①～③のいずれかを満たす特別性のある体験商品造成であること。なお、以下の類型①～③を組み合わせた体験商品造成も可能とする。また、販売及び広報の期間を十分に確保できるよう、事業コンテンツ造成は可能な限り早く行うこと。

- ① 特別な機会を活用したより高単価な体験商品であるもの
- ② 希少性の高い体験コンテンツ（コト消費）と高付加価値な地域産品・工芸品等の購入（モノ消費）を組み合わせた体験商品であり、地域への高い経済波及効果が期待されるもの
- ③ 未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、造成される高単価な特別体験商品であるもの

2) 販売にかかる要件

造成する体験商品の性質に応じた合理的な販路を確保した上で、当該体験商品のインバウンドへの販売を行うこと。

ターゲットに則した合理的な販路を確保するにあたって、海外の旅行会社等への販路を有しているDMC（Destination Management Company）やランドオペレーター等、ターゲットの市場ニーズ・適正価格等についてノウハウを持つ事業者を実施体制に組み込み、随時アドバイスを受ける等の工夫をすること。

販売する体験商品が旅行商品に当たる場合には、旅行業法に基づきコンテンツを販売できる体制を構築すること。

体験商品造成に際して使用する外国語については、販売のターゲットとする地域で使用されている言語と合致させること。

3) 事業成果に係る要件

ウェブアンケートシステム又は現場での実地調査等により事業に係る効果検証等の調査を実施すること。

4) その他の要件

新宿御苑の魅力を向上させるべく、事業を実施するに当たっての時期、時間帯、対象施設、ツアー規模、ツアーコース等のニーズを分析の上、主に高価格帯を中心とする宿御苑ならではの特色あるプランを設け、プランごとに適した事業内容及び実施手法を提案すること。高価格帯プランについては、少人数制とし、参加者の要望に基づき柔軟にプラン内容をカスタマイズできることが望ましい。

広報手法に関しては、メインターゲットを設定し、ターゲットごとに効果的に訴求できるよう、プランを紹介するHPを開設するとともに、外部メディア、新宿エリアをはじめとした宿泊施設、その他コンシェルジュ協会、観光協会等との連携等、広報効果を最大化させる広報手法を提案すること。この際、訪日外国人の入国後だけではなく、訪日外国人メディアの活用など、入国前にも訴求できるよう対策を講じること。

提案については別添1「令和7年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業を実施するにあたり遵守すべき事項」を遵守した内容とする。

実施する事業については、事業者の契約候補者の選定後、環境省担当官の了解を得る必要がある。

なお、事業の運営管理を行うために必要となる費用については、事業の売上げを活用することを原則とするが、協賛金や補助金等を使用することを妨げるものではない。また、新宿御苑管理事務所が、天変地異、社会的状況の著しい変化（感染症等の流行も含む）、庭園管理上利用を制限する必要がある場合及びその他やむを得ない事由により、事業者に対し事業の中止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。

8. 事業者の負担する費用等

(1) 事業者が負担する費用等は次のとおりである。

- ① 事業実施時の運営（人件費や広報費等）に係る費用
- ② 国有財産使用料
- ③ 原状回復費用（構造物等を設置した場合）
- ④ 新宿御苑の魅力向上の取組への貢献に要する協力費（詳細は「(2) 新宿御苑の魅力向上の取組への貢献について」を参照）
- ⑤ 事業実施に当たって既存設備等を変更し、又は新たに設置するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
- ⑥ 事業実施に伴う光熱水料
- ⑦ 事業実施時に発生する廃棄物の処理に要する費用
- ⑧ 保健所への申請等公官庁手続きに要する費用
- ⑨ 事業実施（開園時間含む）に起因する来園者の損害に要する費用
- ⑩ 周辺環境への配慮貢献及び環境対策に関する費用（詳細は「(3) 環境対策への貢献について」を参照）

(2) 新宿御苑の魅力向上等への貢献について

新宿御苑の維持管理及び魅力向上の取組のために、協力可能な額を事業の実施によって発生した利益に対する割合として具体的に提案すること（提案する割合は事業の実施により発生した利益から運営管理費用を除いた額の2%を下限とし、参考として当該割合に相当する見込額についても記載すること。なお、契約期間中に、収益等の状況を踏まえて協力可能な額の割合の向上が検討できる場合には、その旨を

提案に含めてもよい。)。

(3) 環境対策への貢献について

- ① ゴミがないよう清掃を心がけ、また、騒音・光害対策など周辺環境に対する配慮をする等適切な管理に努めること。
- ② 脱炭素化に向けた取組やプラスチック・スマートの取組等、環境省が推進する施策に可能な限り協力すること。

9. 運営管理方法について

(1) 協定書の締結について

運営管理については、別添 2「令和 7 年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業に関する協定書(案)」の定めるところによる。なお、事業者を選定された場合は、同協定書を締結し、新宿御苑全体の魅力向上の取組や事業の運営方針等についてのあり方や役割分担等を協議するものとする。

(2) 実施日及び実施時間

- ①実施日：具体的な実施日は提案によるものとする。
あらかじめ新宿御苑管理事務所と協議の上決定する。なお、天災等により臨時で閉園することが環境省により決定された場合は、事業は行わない。また、悪天候等により事業の中止を申し出ることは可能であるが、中止の判断については、事前に新宿御苑管理事務所と協議し、了承を得ること。
- ②実施時間：09：00～22：00 程度を想定するが、具体的な時間は提案により、新宿御苑管理事務所と協議の上決定する。

(3) 守秘義務

事業運営上で知り得た新宿御苑管理事務所その他の業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとする。

(4) 管理運営する権利の譲渡等の禁止

事業者採択後、管理運営を行う権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。

(5) その他事項

- ①園内セキュリティーには万全を期すこと。
- ②園内で事件、事故等が発生したときは遅滞なく新宿御苑管理事務所に連絡すること。
- ③園内のインフラ設備に異常が生じた場合は遅滞なく新宿御苑管理事務所に連絡すること。
- ④国民公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
- ⑤園内施設の維持管理・整備のため、施設の一部若しくは全部が使用できなくなる場合がある。その場合、新宿御苑管理事務所から事前に書面により連絡する。
- ⑥新宿御苑で公的行事を実施する場合は、協力すること。
- ⑦通常の開園時間における基本的な維持管理は新宿御苑管理事務所が委託する業者が実施しているので、連絡を密にすること。
- ⑧事業実施に必要な各種法令に基づく許認可などは出店者が取得すること。
- ⑨食品衛生法やその他関係法令等を遵守し、衛生管理、感染症対策を徹底すること。
- ⑩庭園施設を破損又は損傷した場合は故意・過失を問わず賠償すること（但し、インフラ設備の老朽化等により破損又は損傷した場合はその限りではない）。
- ⑪管理運営を行うスタッフには接遇教育を実施し、旧皇室庭園の価値を損ねないように常に良好なサービスを提供すること。

10. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であ

ること。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 別紙 2 において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

11. 応募手続等

本業務の応募者は次により応募申請書及び企画提案書を電子メール、持参又は郵送で提出すること。

(1) 応募要領等配布期間及び場所

- ① 配布期間：令和 7 年 2 月 28 日（金）から同年 3 月 28 日（金）まで

- ② 配布場所：新宿御苑管理事務所ホームページ「お知らせ」より、ダウンロードして入手すること。

(2) 公募に関する質問、回答

- ① 質問事項を記載した書面(任意様式)を電子メール（SHINJUKU@env.go.jp）又は郵送にて、下記（3）④まで送付すること。

※内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

- ② 質問の受付期間 令和 7 年 3 月 14 日（金）12 時まで

- ③ 回答方法

公募の公平、公正及び透明性を確保するため、質問事項及び回答は、新宿御苑管理事務所ホームページ「お知らせ」の本件ページ内に令和 7 年 3 月 18 日（火）までに掲載する。

(3) 応募申請書及び提案書の提出期限等

- ①提出期限 令和 7 年 3 月 28 日（金）12 時

- ②書面による提出の場合

- ・提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

提出先は④のとおり。

- ・提出部数 応募申請書 6 部
企画提案書 6 部

- ③電子による提出の場合

- ・提出方法

電子ファイル（PDF 形式）により、電子メール※ 1 で送信すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※ 1 電子メール 1 通のデータ上限は 6 MB（必要に応じ分割すること）

提出先は④のとおり。

- ④提出先

- ・電子メールの場合：SHINJUKU@env.go.jp

- ・書面の持参又は郵送の場合

〒160-0014 東京都新宿区内藤町 1-1 新宿御苑管理事務所 庶務科

(4) 応募申請書について

別紙様式 1～4 により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。（※公的機関が発行する書類は、発行日から 3 ヶ月以内のもの

の。)なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された者には令和7年3月31日(月)までに提案書の審査を行わず無効とする旨をメール等の方法にて通知する。

①応募者が「法人」の場合(複数の法人による事業体の場合は、代表社のものを提出するとともに、事業体の体制図を明記すること。)

- ア 会社概要(様式2、(パンフレット可))
- イ 定款又はそれにかわるもの
- ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- エ 直近2年分の決算書の写し(貸借対照表、損益計算書、附属明細書など)
※会社設立から2年経っていない場合は会社設立年からの提出でも可。
- オ 直近2年分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)
※会社設立から2年経っていない場合は会社設立年からの提出でも可。
- カ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無(別紙様式3)
※会社設立から3年経っていない場合は会社設立年からの提出でも可。

②応募者が「個人」の場合

- ア 履歴書(様式任意)
- イ 身分証明書(公的機関発行のもの)
- ウ 登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明)(法務局発行のもの)
- エ 開廃業届出証明書(税務署発行のもの)
- オ 直近2年分の決算書の写し
 - ・確定(修正)申告(控)の写し
 - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- カ 直近2年分の納税証明書(申告所得税、消費税及び地方消費税)
- キ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無(別紙様式3)

(5) 企画提案書について

別紙1「企画提案書作成要領」により作成したもの。

- ①応募申請書等については、日本語で作成のこと。
- ②提出された応募申請書等は、選定審査後も返却しない。
- ③応募申請書等作成、提出及び本公募に係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- ④本公募において知り得た一切の秘密は、新宿御苑管理事務所の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑤事業者は、原則的には自らが提出した提案書の内容に従って事業の運営管理を行うものとするが、諸事情の変化により提案書の内容の一部変更が生じる場合は新宿御苑管理事務所と事業者の間において協議をし、決定するものとする。

⑥応募申請書等は、本公募における事業者選定の目的以外に使用しないものと
し、非公開とする。

12. 事業者の選定方法

提出された応募申請書、企画提案書等に基づく審査。

※ただし、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(添付・提出資料)

- 別紙1 提案書作成要領
- 別紙2 暴力団排除誓約事項
- 別添様式1 企画提案書審査基準及び採点表
- 様式1 資格要件書類
- 様式2 会社概要

様式 3	社会的信用失墜行為の有無
様式 4	企画提案書提出
別添 1	令和 7 年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業運営管理事業を実施するにあたり遵守すべき事項
別添 2	令和 7 年度新宿御苑における高付加価値魅力向上事業運営管理事業に関する協定書（案）
別添 3	収益事業の実施に当たっての注意事項
別添 4	新宿御苑内におけるイベント等実施に係る留意事項
別添 5	新宿御苑作業要領
別添 6	国有財産使用申請書（案）

(別紙1)

提案書作成要領

提案書は、以下の必須事項に加え、その他提案事項があれば、その内容も盛り込み 30 頁以内で作成すること。

なお、作成にあたっては、様式、形式は任意とし、図面（パース図含む）、写真、資料等を利用して提案の内容をイメージしやすいものとする。

1. 事業計画について

【必須事項】

(1) 事業のコンセプト及び実施方針

- ・全体コンセプトや実施方針を記載。

(2) 事業の管理運営方法、実施内容

- ・事業実施日及び実施時間を記載。
- ・門の開閉業務、園内の維持管理業務等の管理運営の実施内容について具体的に記載する。
- ・事業実施に当たってのニーズを具体的に記載する。
- ・事業の内容及び参加料を具体的に記載する。
- ・広報手法及び販売手法を具体的に記載する。
- ・食品を扱う場合は従業員の衛生管理に対する徹底方法等を記載する。

(3) 入園料等の徴収方法

- ・入園料等の徴収方法及び入園者数と入園料金等を適正に管理できる方法を記載。

(4) 園内の保全計画

- ・園内を安全にかつ清潔に保つための方法を具体的に記載する。
- ・安全管理や拾得物・迷子への対応方法を具体的に記載する。

(5) 運営体制及び管理体制

- ・運営・管理体制図（統括責任者、現場責任者、運営スタッフの配置も含む。）
- ・管理運営に携わるスタッフの想定人数を記載する。
- ・運営スタッフの教育方針及びその具体的な手法
- ・利用者満足度向上への取組（例：ニーズ把握など）
- ・苦情、要望に対する対応方法
- ・外国人の利用者に配慮した取組について（多言語対応可能なスタッフの手配等）

(6) 新宿御苑の魅力向上の取組への貢献

- ・新宿御苑の維持管理及び魅力向上の取組のために、協力可能な額（割合でも可）を具体的に提案すること（提案する額は実施により発生した利益から運営管理費用を除いた額の2%を下限とする。割合で提案した場合は見込額についても記載すること。なお、契約期間中に収益等の状況を踏まえて協力可能な額の割合の向上が検討できる場合には、その旨を提案に含めてもよい）。

(7) 収支見込

事業の収支見込み（計算根拠を含む）

注1）予想売上高、人件費等の固定費、光熱水料（使用する場合のみ）など、賃借料等主要な科目ごとの内容とし、当該年度収支見込みが赤字となる場合には、当該赤字を解消する見込みや考え方等を記載。

注2）経営情報を守秘する必要がある場合は、適宜、科目等を調整。

(8) 自己評価の実施体制

- ・利用者の意見等の収集方法及びその運営への反映方法
- ・利用者の評価に基づく自己評価の実施体制 等

2. 周辺環境及び環境対策への取組について

【必須事項】

(1) 園内の清掃等の美化活動や騒音・光害対策等の取組

(2) 環境省が進める環境対策への取組

- ①政府が推進する脱炭素化、ゼロカーボンに向けた取組
- ②グリーン購入への取組
- ③夏冬の消費電力の削減、ピークカットへの取組
- ④食品残渣、食品容器包装類の3Rの徹底
- ⑤プラスチック・スマートの取組
- ⑥環境マネジメントシステム・ゴミの削減等の取組 等

※【任意】応募者がISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証を取得している場合は取得状況を記載の上、証明書の写しを添付すること。

3. 災害時対応の取組について

【必須事項】

- ・災害時対応に関する取組について
- ・緊急時の連絡体制
- ・当事務所から緊急に連絡する必要がある場合の連絡体制表

4. その他の取組について

上記の他、アピールできる提案があれば記載する。

別紙2(暴力団排除誓約事項)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、提案書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提出することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を再委託または当該業務に関して、締結する全ての契約の相手方としません。

3 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。